西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱

平成 23 年 10 月 13 日 (要)告示第 30 号

改正 令和 2 年 10 月 15 日(要)告示第 97 号 改正 令和 3 年 8 月 12 日(要)告示第 86 号 改正 令和 5 年 1 月 26 日(要)告示第 5 号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け 国官会第2317号)に基づき西条市域に存する民間建築物に係るアスベスト含有 調査に要する経費に対して、予算の範囲内で西条市民間建築物アスベスト対策事業 費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、西条市補助金等交 付規則(平成16年西条市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定め るものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、「アスベスト含有調査」とは、住宅・建築物の吹付け建材 について行うアスベスト含有の有無についての調査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、アスベスト含有調査 を行う住宅・建築物を所有する者(ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。) とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところに	補助対象経費の額(ただ
より、補助対象者が行うアスベスト含有調査に要する	し、1棟につき15万円
経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	を限度とする。)

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助 金の交付の適否を決定し、西条市補助金等交付規則第9条第1項に規定する指令書 又は西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金不交付決定通知書(様式第2 号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・取りやめ承認申請)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定通知を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更し、又は取りやめしようとするときは、あらかじめ西条市民間建築物アスベスト対策事業変更・取りやめ承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた ときは、西条市民間建築物アスベスト対策事業変更・取りやめ承認通知書(様式第 4号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに西条市民間建築物アスベスト対策事業完了報告書(様式第5号)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた補助事業者は、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する補助金請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又 は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合においては、当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。 (その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、平成23年10月13日から施行する。

附 則(令和2年10月15日(要)告示第97号)

この告示は、令和2年10月15日から施行する。

附 則 (令和3年8月12日(要)告示第86号)

この告示は、令和3年8月12日から施行する。

附 則(令和5年1月26日(要)告示第5号)

この告示は、令和5年1月26日から施行する。

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付申請書

					年	月	日
西条市長	殿						
	申請者	住氏電話	名	印			

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

※太線枠内に記入してください。

74 Maril o livrar		建物所在地					
		7-1-11	住所				
建築物の	の概要	建物所有者	氏名				
		建築年月	年 月				
エ	期	年月	月 日~ 年 月 日				
事業費見	見積り額		円				
	□建築物の位	置図(1/25,	000以上の地図で区域を赤色で表示)				
	□区域図(1	1/2,500以上の地図で区域を赤色で表示)					
	□建築物の酉	物の配置図					
	□平面図(フ	□平面図(アスベスト等の施行場所を表示)					
泛山园士	□現況写真	(建物外観及び吹作	付けアスベスト等施行場所)				
添付図書	□建物の所有	□建物の所有権を証する書面					
	□共同住宅0	□共同住宅の場合は決議を証する書面					
	□見積書の写	昇し(複数の調査会	会社の見積で内訳が分かるもの)				
	□吹付け建株	オの種別が分かる図	図書及び写真				
	□その他()					

※受付チェック欄

要	件	┃		古色社印
対象建材	工期	建架平月	你们音块	וואלווו
□良□否	□ 良	□良□否	□ 良□ 否	

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金不交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長印

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請がありました補助金交付申請について、次の理由により不交付を決定したので通知します。

西条市民間建築物アスベスト対策事業変更・取りやめ承認申請書

年 月 日

西条市長

殿

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった補助事業を変更・取りやめしたいので、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、申請します。

記

建築物の所在地	
申請の内容	
申請の理由	

西条市民間建築物アスベスト対策事業変更・取りやめ承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長

印

年 月 日付けで変更・取りやめ承認申請のあった補助事業については、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおりその申請を承認します。

記

建築物の所在地	
変更・取止めの内容	

西条市民間建築物アスベスト対策事業完了報告書

				年	月	日
西条市長	殿					
	申請者	住氏	所 名		卸	
	中间有		番号		⊢lı	

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった標記事業が完了したので、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

※太線枠内に記入してください。

	所在地			
建築物の概要				
着手年月日	年	月	日	
完了年月日	年	月	日	
補助金交付申請額			円	
	口支払内訳	書		
	□調査に要	した経費	に係る調	査機関からの請求書
	その他の	書類 (領	収書)の	写し
 添 付 図 書	□調査機関。	と締結し	た契約書	の写し
(市チェック欄)	□調査機関液	が発行し	た分析調	查結果報告書等(石綿分
(1117年77年17	析結果報	告書又は	はこれと同	司等の情報が掲載された
	書類)			
	□事業完了	を証明す	る写真	
	□その他()

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付額確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

西条市長印

年 月 日付けで提出のあった西条市民間建築物アスベスト対策事業完了報告書を審査した結果、適当であると認めましたので、西条市民間建築物アスベスト対策事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり通知します。

なお、速やかに西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第 10条に基づく請求を行ってください。

記

1	申請の区分	
2	建築物の概要	所在地
3	交付年度	年度
4	交付金額	円

西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金請求書

年 月 日

西条市長 殿

 住
 所

 申請者
 氏
 名
 印

 電話番号

年 月 日付け 第 号により通知のあった、補助金交付額確定通知に基づく補助金の交付を受けたいので、西条市民間建築物アスベスト対策事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により請求します。

	請求額			円
	V 24 100 BB 12			□本店
補	金融機関名			□支店
助金	預 金 種 別	□普通	□当座	
振込	口 座 番 号			
先	口座名義人	(ふりがな) 氏 名		